

山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地環境の整備改善において、良好なまちなみの形成を促進するため、その推進方策等の検討を行う者に対し、山口市まちなみデザイン推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなみデザイン推進事業 市街地再開発事業(組合施行、再開発会社施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行)等に係る国庫補助採択基準及び実施要領(昭和61年建設省住街発第34号)第3の1の第2号に定める事業をいう。
- (2) 地区内権利者等 まちなみデザイン推進事業を行う区域内の土地又は建物について権利を有する者及び市、商工会議所、建築士会その他当該地区のまちなみの整備に関し、指導、助言、助成等を行う者をいう。
- (3) 協議会組織 地区内権利者等により構成され、地区の良好なまちなみ形成の推進方策等に係る検討を行う組織をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、良好なまちなみ形成の推進方策等の検討に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協議会組織(以下「申請者」という。)は、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(事業内容等の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた協議会組織(以下「補助事業者」という。)は、当該事業の内容を変更しようとするときは、山口市まちなみデザイン推進事業の事業内容変更承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ない。

2 補助事業者は、前項の事業内容の変更に伴い、補助金の額を変更しようとするときは、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。前条の規定は、この場合について準用する。

3 補助事業者は、前条第1項の交付決定通知書に記された期日までに、当該事業が完了しないときは、山口市まちなみデザイン推進事業完了期日変更報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、当該事業の中止又は廃止をしようとするときは、山口市まちなみデザイン推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、当該事業が完了した日から起算して15日以内又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに、山口市まちなみデザイン推進事業補助金実績報告書（様式第7号）を作成し、必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該事業が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山口市まちなみデザイン推進事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書が提出されたときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、第6条第1項の規定により交付決定した額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。この場合、補助事業者は山口市まちなみデザイン推進事業補助金概算払申請書（様式第10号）に第1項の交付請求書を添えて申請するものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、第9条の報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう補助事業者に命ずることができる。

（決定の取り消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を指定された用途以外の目的に使用したとき

（2）補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に違反したとき

(3) 法令等に違反して事業を実施したとき

(4) この要綱に基づく申請、報告等に偽りがあったとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、山口市まちなみデザイン推進事業補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定め、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、山口市まちなみデザイン推進事業補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定め、補助事業者に対して、その超えた額の返還を命ずるものとする。

3 返還命令を受けた補助事業者は、決められた期限までに、返還金を納付しなければならない。

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について一切の収支状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

山口市長 様

申請者 所在地

名称 ㊟

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助金交付申請額 _____円
(総事業費 _____円)

4 補助事業の完了予定期日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 事業計画書
- (4) 事業収支予算書
- (5) 協議会組織の規約又は定款
- (6) 協議会組織の構成員名簿
- (7) 協議会組織の構成員の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

様

山口市長



山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金については、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 _____円

2 補助金交付決定の内容

補助金の交付の対象となる事業内容及び完了予定期日は、交付申請書により申請のあったとおりとします。

3 補助金交付の条件

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称 ㊟

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業の事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で標記補助金の交付決定通知を受けましたが、事業内容を変更したいので、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更内容
- 3 添付書類（変更に係る部分のみ提出）
 - (1) 位置図
 - (2) 区域図
 - (3) 事業計画書
 - (4) 事業収支予算書
 - (5) 協議会組織の規約又は定款
 - (6) 協議会組織の構成員名簿
 - (7) 協議会組織の構成員の同意書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

※事業内容の変更に伴って、補助金の額を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出すること。

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称 ㊟

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で標記補助金の交付決定通知を受けましたが、補助金額の変更交付を受けたいので、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更を必要とする理由

2 補助金交付変更額

交付決定額	_____	円
交付変更申請額	_____	円
差引増減額	_____	円

3 添付書類（変更に係る部分のみ提出）

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 事業計画書
- (4) 事業収支予算書
- (5) 協議会組織の規約又は定款
- (6) 協議会組織の構成員名簿
- (7) 協議会組織の構成員の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称 ⑩

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で標記補助金の交付決定通知を受けましたが、同通知に付された完了予定期日までには、事業の完了が困難となったので、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定通知書に付された事業の完了予定期日

_____年 月 日

2 変更すべき事業の完了予定期日

_____年 月 日

3 変更を必要とする理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書（工程表）
- (2) その他参考資料

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称 ㊟

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で標記補助金の交付決定通知を受けましたが、当該事業の中止（廃止）をしたいので、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）を必要とする理由

2 中止（廃止）に係る事業の金額

交付決定額	_____	円
交付決定額のうち		
中止（廃止）に伴う減額分	▲ _____	円
精算額	_____	円

3 添付書類（変更に係る部分のみ提出）

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 事業計画書
- (4) 事業収支予算書
- (5) 協議会組織の規約又は定款
- (6) 協議会組織の構成員名簿
- (7) 協議会組織の構成員の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称 ⑩

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた標記補助金の事業が完了しましたので、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の内容及び成果

2 補助金の交付決定額及び精算額

(1) 交付決定額 _____円

(2) 精算額 _____円

3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 成果品又はこれに類するもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

山口市長



山口市まちなみデザイン推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした標記補助金については、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり額を確定しましたので通知します。

補助金確定額 _____円
補助金交付決定額 _____円
補助金交付済額 _____円
補助金返還金額 _____円

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称

印

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で通知を受けた補助金（交付決定・確定）について、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____円

2. 請求内訳

交付決定・確定額		円
内 訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残額	円

3. 口座振替金融機関

金融機関	銀行・金庫 農協 () () 支店						
預金種別	普・当・()	口座番号					
(ふりがな) 名義人							

年 月 日

山口市長 様

補助事業者 所在地

名称

㊟

代表者名

電話番号

山口市まちなみデザイン推進事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金について、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 概算払を申請する理由

2. 概算払請求額 _____円

様

山口市長



山口市まちなみデザイン推進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、以下のとおり当該交付決定の全部（一部）を取り消す。

については、同要綱第14条第1項の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

1 補助金返還金額 _____円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付取消決定額	円

2 取り消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

山口市長



山口市まちなみデザイン推進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で確定通知をした補助金については、山口市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 補助金返還金額 _____円

2 補助金返還の理由

3 補助金の返還期限 年 月 日